

会議録【要点筆記】

会議名称	第4回米沢市新規観光財源等検討委員会																							
開催日時	令和8年8月24日（月） 13時00分～																							
開催場所	市役所 204 会議室																							
出席者	<table><tr><td></td><td>（委員等氏名）</td><td>（所属団体等）</td></tr><tr><td>委員長</td><td>相原 健郎</td><td>東京都立大学都市環境学部 教授</td></tr><tr><td>副委員長</td><td>安部 徹</td><td>米沢商工会議所 専務理事</td></tr><tr><td>委員</td><td>天野 久仁彦</td><td>米沢市旅館ホテル組合 組合長</td></tr><tr><td>委員</td><td>黄木 綾子</td><td>温泉米沢八湯会 会長</td></tr><tr><td>委員</td><td>黄木 修太郎</td><td>米沢観光推進機構 幹事</td></tr><tr><td>委員</td><td>佐藤 文俊</td><td>公募委員</td></tr></table>				（委員等氏名）	（所属団体等）	委員長	相原 健郎	東京都立大学都市環境学部 教授	副委員長	安部 徹	米沢商工会議所 専務理事	委員	天野 久仁彦	米沢市旅館ホテル組合 組合長	委員	黄木 綾子	温泉米沢八湯会 会長	委員	黄木 修太郎	米沢観光推進機構 幹事	委員	佐藤 文俊	公募委員
	（委員等氏名）	（所属団体等）																						
委員長	相原 健郎	東京都立大学都市環境学部 教授																						
副委員長	安部 徹	米沢商工会議所 専務理事																						
委員	天野 久仁彦	米沢市旅館ホテル組合 組合長																						
委員	黄木 綾子	温泉米沢八湯会 会長																						
委員	黄木 修太郎	米沢観光推進機構 幹事																						
委員	佐藤 文俊	公募委員																						
出席者 （オンライン）	委員	遠藤 直人	温泉米沢八湯会 専務理事																					
欠席	委員	安部 晃市	一般社団法人米沢観光コンベンション協会 専務理事																					
事務局 出席者	税務課：梅津課長、藤倉補佐、齋藤主任、 納税課：舟山課長、菊地主査 観光文化スポーツ部：土田部長 観光課：富取課長、斎藤補佐、佐藤祥主査、田上観光戦略企画官																							
会議資料	・ 次第 ・ 第3回検討委員会での事務局持ち帰り事項について【資料1、2】 ・ 観光財源（宿泊税を除く）の検討について【資料3】 ・ 宿泊税導入に係る制度の素案について【資料4】 ・ 宿泊税試算（参考資料1） ・ 宿泊税先行導入自治体事例（参考資料2） ・ 第3回米沢市新機関財源等検討委員会 会議録（参考資料3）																							
会議内容																								
【（1）開会】																								
【（2）委員長挨拶】																								
＜議事へ移る前に、事務局より協議事項等について説明＞																								
・ 本会議の定足数について、委員7名が出席しており、総委員数の過半数を超えていることから、本会議は成立する旨説明。																								
・ 本会議の議事録署名人について、前回の検討委員会での委員の意見を踏まえ「会議録署名人については「事務局が指名する委員2名と希望者」とする」ことを説明し、黄木修太郎委員、佐藤委員、遠藤委員へ依頼。																								

【(3) 議題①「第3回検討委員会での事務局持ち帰り事項について」】

■事務局

- ・資料1、2のとおり説明

■委員

- ・資料1について、主要施策報告書は市議会にてどのように決定されているものか。
- ・観光財源を導入したときに既にある予算の穴埋めとならないか確認させていただきたい。

■事務局

- ・資料1の主要施策報告書は市役所の事務方で作成をし、議会に報告をしているものになる。9月の決算委員会にて主要施策の報告書と決算書をもとに質疑を行い、最終的にご了承をいただければ、決算として確定する。
- ・新規の観光財源について、既存の一般財源の穴埋めとならないかという点については、委員会の中で一般財源に溶け込まないようにすべきという御意見をいただいております、そのような方向性で議論が進んでいると認識をしている。

■委員

- ・資料2を拝見すると年々観光予算が減っており、そのような中で新規の観光財源が減少額の穴埋めとならないのかという点での質問だったと認識している。予算が減っているという事実を見ると、新たな財源の検討は必要だということは理解をした。ただ、新規観光財源が導入されたにもかかわらず、一般財源に組み込まれてしまい実質的に観光予算が増えないということにならないか不安を感じている。
- ・観光財源を検討するにあたってはどのようなことにその財源を使いたいのかということが重要になるので、そこは示していただきたい旨改めて発言させていただく。

【(3) 議題②「観光財源（宿泊税を除く）の検討について」】

■事務局

- ・資料3のとおり説明

■委員

- ・観光財源の考え方についてはそれぞれ視点が異なると思うが、観光に関して米沢独自の環境、事情がありどのようなことにお金が使われているのかという議論も必要なのではないか。何のために事業をやっているのか、その事業を実施するためにはどのような予算が必要なのかを整理しながら進める必要がある。

■委員

- ・「2.観光財源（宿泊税を除く）の考え方（1）観光財源の考え方」について、2点目の市内観光関連事業者に広く負担を求めるという点について、規模に応じた負担という視点が必要なのではないか。
- ・駐車場について、米沢はゼロカーボンを推進していると思うので、その視点は必要。まずは公的な駐車場から有料化し、米沢全体としてゼロカーボンを推進しているという大義名分を取り組むことで民間事業者も有料化しやすいのではないか。
- ・有料駐車場を設置する際に、必ずしも徴収に係る機械を設置する必要はないのではないかと。例えば入湯税であれば各事業者が利用客数を自己申告している。駐車場の利用への課税も自己申告で事業者が対応すればよいのではないかと。

- ・観光関連事業者に広く負担を求める手法について、参画する事業者が増えないのではないかという点については、参画した事業者のみ恩恵を受けられるという仕組みとすれば参画する事業者も増えるだろう。米沢市でいえば愛の商品券がそれに近い仕組みと思うが、愛の商品券を自分の店で使って欲しいということであれば米商連に入会金を払って加盟をする。メリットが明確であれば、金銭的負担が生じても参画をするだろう
- ・どの施設、事業者が観光関連事業者なのかわからないという点については、業種ごとに基準を設けるという考え方もあるが、各事業者の判断で加盟をするかどうかの判断をするという考え方もあるのではないか。

■委員

- ・宿泊客が増えない限り入湯税の税収も宿泊税の税収も増えない。また、宿泊税を導入したとしても資料2の観光関連予算額の減少額を埋める金額には到底足りないのではないか。宿泊税については、観光財源の筆頭の税制であり、ある程度検討をしっかりとすべきということは理解できる。他方で、温泉米沢八湯会の会員の温泉事業者の中には宿泊税に反対をしている事業者もあり、その方々に対してこれまでの検討委員会の議論を逐次共有してきた。その中で、8月10日の市長の発言があり、会員から質問や反対の署名をしましょうというようなご連絡を受けたので、そのような発言があったことが非常に残念だった。業界の中にも宿泊税には絶対に反対という事業者もいる中で、宿泊税の議論を着地させるには誠意をもって説明をし、適切な順序で進めていくことが重要であると考えている。全ての方向性が決まっているかのような発言だったと思うが、その点が非常に残念だった。
- ・宿泊税を導入した時に、宿泊客の人数が減る可能性もあるということに各宿泊施設心配しているという事実があるということも改めてお伝えさせていただく。
- ・また、観光関連予算が圧倒的に足りていないということがわかる中で、既存の税制を取り入れるということもあると思うが、米沢市としてそれだけで今の観光の現状を一定程度保ちながら、滞在型の観光を推進できるのか。米沢市の観光推進の在り方として、宿泊施設に頼るだけではなく、観光関連事業者全体で丸となって取り組んでいくことを検討していくことが重要なのではないか。

■委員

- ・観光業者に広く負担を求める手法について、現状米沢市には観光コンベンション協会、米沢観光推進機構がある。例えば観光コンベンション協会については加入事業者が会費を払い、その財源をもって観光振興をしていくということになっている。そのため、新規の観光財源として更に同じ事業者から徴収をするとなるとその目的は何かということになるのではないか。新しくそのような仕組みを作るとするのは難しいのではないか。

■委員

- ・観光関連事業者に広く負担を求めることが望ましいということや、なぜ宿泊事業だけ負担が生じることがだめなのかという点に疑問を感じている。ある業種を通して、観光で本市に訪れた訪問客から税を徴収するという仕組みがあり、それが宿泊税だったり他の税だったりするものだと思う。宿泊業者だけが観光財源の負担を担うということが議論として大きくなっているが、この検討委員会の場では、宿泊税について他の自治体で導入している中で米沢市としてはどうかということを議論する場と認識をしているので、観光関連事業者に広く負担をという議論の範囲を広げるようなことはしなくてよいのではないか。

- ・宿泊業界だけがなぜ顧客への負担を増やすことをしなければならないのかということに焦点が行ってしまい、議論が進んでいないのではないか。最終的な目標が同じなのである
ので、そこに対する議論をしていかなければ前に進むことはできない。

■委員長

- ・委員から宿泊税となると宿泊事業者が当事者となる中で、丁寧に説明をしていかなければいけないという話があった。その点についてはその通りである。
- ・8月10日の市長会見での発言については、市長は現状検討をいただいている中で、秋を目途にとりまとめが行われる見込みであるということをおっしゃっていたが、それは本検討委員会が始まった当初の想定であり、間違ったことは言っていないのではないかと私は理解をした。宿泊税については、この検討委員会の中で導入をすべきという結論が出るのであれば市としても導入を考えるという発言であったと認識をしており、要はこの委員会での議論は関係なく導入ありきであるという発言ではなかったということが私の理解である。
- ・来週観光課で宿泊事業者に対して説明会を実施すると伺っているが、そのような場を通じてより丁寧な説明を現場に対してしていただきたい。
- ・市としての観光予算の減少額と仮に宿泊税が導入された際の想定税収額の規模が違うのではないかというご意見があった。その認識については私もそのように考えるが、他方で市の財源が減少している部分を宿泊税で埋めるといような話ではないと思うので、新しい財源についてはより効果のある新規のものに充当をしていくということが原則になるのだと思う。
- ・宿泊数については今の統計上年20万泊となっているが、これを年200万泊にできるかという、許容量として不可能であり、宿泊税だけで予算の不足分埋めるということは違うのではないかと思う。駐車場の話があったが、日帰りの訪問客の方から何かしらの手法で徴収をするということは検討すべき事項である。資料の中では直接日帰り客から徴収をするのではなく、事業者負担をしていただくということになっているが、先ほど委員から御指摘あったとおり、既に観光コンベンション協会に会費を払い観光振興を行っているという枠組みがある中で、追加で金銭的負担を求めることは中々同意が得にくいものでもあるのではないか。そのような意味では、直接的に日帰り客から何らかの形で徴収する方法を考えていく必要があると思うが、そのような手法がすぐに確立するという話ではないと思うので、時間をかけて日帰り客から薄く広く徴収していく制度を引き続き検討していく必要があるのではないか。
- ・ここで議論をしていることは市が関わって財源を確保する話となるが、日帰り客に対してメリットのあるサービスをするような話は民間事業者にて行うことであり、そのサービスに対し来訪者が満足し、それを受けて他事業者も自発的に取組に参画するというような仕組みであるべきで、強制力を持って全ての事業者負担を求めることは中々うまく行かないのではないか。
- ・日帰り観光客を対象とした徴収の仕掛けについては継続的に審議をしていくということで、この委員会ではそのような方向性で整理をしたいと考えているがいかがか。

■委員

- ・仮に宿泊税を導入するとなったときに、その使い方について行政に任せるのではなく、そ

の財源を管理する別組織を立ち上げて使い道を議論していくべき。そのような組織の立ち上げから考えていただきたい。

■委員長

- ・財源の管理については、ご指摘のとおり非常に重要な観点である。米沢市においては観光推進機構があり、それが事実上のDMOであると認識をしているが、観光推進機構と市、加盟している各団体の中で、財源の運用・執行について議論をするということが求められるのではないか。
- ・2（1）の観光財源の考え方について、「規模」に応じてという御意見があったが、強制力を持って徴収をしようとする「規模」に応じたという観点は必要であるが、任意で参加をするということであれば、参加するメリットに応じて各事業者でどの程度負担をするのかという判断をすることになるので、要件として言及することは少し強すぎるのではないか。
- ・地域クーポンのような話があったが、既に民間主導でいくつか取組がなされている中で、そのような取組を拡大していくことも考えられる。例えば道の駅にまちナビカードがあるが、既にビジネスとして成立している。それを廃止し、新しい取り組みをすることや並行して似たような取り組みを設けるということは米沢市として混乱が生じる可能性がある。いずれにしてもすぐに結論が出る話ではないと思うので、引き続き期間を設け議論をしていくことも必要ではないかと考えるがいかがか。

■委員

- ・そのような議論も重要である。行政が入ると固い話となるので、民間事業者だけでの議論も進めていくべき。宿泊税を導入するのであれば、その税収の運用について行政のみで決定するのではなく、第三者機関等で議論する仕組みを制度の前提として設けていただきたい。その中で旅館・ホテル側にもメリットが見え、地域の他の事業者にも波及効果が生じるような施策を議論することが、宿泊事業者側の納得にもつながるのではないか。

■委員長

- ・新規観光財源については、資料に記載している観点で整理をしたうえで、宿泊税に依存しない形を引き続き問題意識をもって検討する場を設けていくことを提言するという形で取りまとめられればと思うがいかがか。

■委員

- ・最終的な検討委員会のゴールを伺いたい。方針を作るのか、意見書を作るのか、報告書を作るのかということがあるが、この検討委員会はどのように収束させるのか。

■委員長

- ・体裁としては報告書のような形となると思うが、中身としては制度としてこのようなものが考えられるのではないかという意見を述べるようなものと認識している。

■委員

- ・答申ではなく意見書という認識か。

■委員長

- ・市に対して検討結果を報告するものと考えている。

■委員

- ・報告書として様々な意見を記載するのか、それとも意見を1個に絞りまとめるか。

■委員長

- ・ 主要な意見がまとまるのであればそれが結論となるが、意見が割れているものや他の状況に応じて影響を受けることもありうるのでそこは併記するということも考えられる。

■委員

- ・ 8月10日の市長の会見内容についてその見解を委員会の冒頭でお話いただきたいと事前にお伝えしていたが、なぜご説明していただけなかったのか。

■事務局

- ・ 事前に申し出があったことは承知していた。委員の受け止めと市長発言の実際の趣旨に相違があるのではないかと考えていたため、会議開始前に直接説明しようと考えていたが、説明できないまま会議開始となった。この点については申し訳なかった。

■委員

- ・ 業界の方々がそのように受け取った背景として、第2回検討委員会では宿泊税に限らず様々な議論をしていくとの説明があり、その内容を業界にも共有していた。その検討段階において市長から「宿泊税導入」という表現があったため、敏感に反応した方が多かった。検討委員会を経て宿泊税を導入するということであればそのように説明できるが、検討途中での発言であったため、業界として驚いたということは事実である。

■委員

- ・ 先ほど観光コンベンション協会の会員の話があったが宿泊事業者も観光コンベンション協会の会員である。既にコンベンション協会の会員として会費を払っている中で別の枠組みとして払うことは難しいというのは、一方で旅館業界はコンベンション協会の会費もあり、入湯税もあり、宿泊税もあるということは認識いただきたい。

【(3) 議題③「宿泊税導入に係る制度の素案について」】

■事務局

- ・ 資料4のとおり説明

■委員長

- ・ 宿泊税については県の動きがある中で、市としての宿泊税に対する考え方は積極的にやるべきだという意見と、やらないべきだという意見、また県の状況を見て併せて動くべきという意見があると思うが、そのあたりどのようにお考えか。

■委員

- ・ 宿泊事業者としては、市で導入されるにしろ、されないにしろ宿泊税を徴収されるという事実には変わりはない。

■委員長

- ・ 事業者として手間や負担が増えることは市で導入しても県で導入しても同じことである。他方で、徴収した税収が米沢市の観光財源として活用できるかという点については、県の宿泊税の活用方法をこの検討委員会で決められるものではなく、また、県の宿泊税の税収が米沢市の観光財源となることは考えにくいのではないかと。市の観光財源を守るという趣旨で市としての宿泊税に対する考え方を整理し、県と協議をすべきと思うがいかがか。
- ・ 県が宿泊税を導入しない、無期限で延期されたという議論もありうると思うが、それに連動して市の動きが決まらないということもいかなものかと思う。期限を決めてそこまで

に県が導入を決めれば、市もその動きに合わせて導入に進んでいく、その時にどのような制度で進めていくかということをもとめておき、仮に県が導入しないとなれば、そこは再度市として導入可否を判断するという考え方はいかがか。

■委員

- ・米沢市が先に宿泊税を決め、その後山形県が宿泊税を導入したときに県の施策の対象エリアから米沢市が外されるというような使われ方をすることもあるのではないか。

■委員長

- ・そこは県が判断することなので、現時点で分からないのではないか。

■委員

- ・要は、山形県が宿泊税を導入したときに先に導入している米沢市は施策対象外になるのではないかという心配がある。米沢市も他の市同様等しく扱っていただけるのであれば問題ない。

■委員長

- ・不利益を被るようなことはあるかもしれないが、そういったことがないように県と協議をしていくということなのではないか。
- ・既に宿泊税を導入している地域を見ると、市で先行して宿泊税を導入している場合は、県が後追いで導入したときに県が市の制度を包含するような形で宿泊税を導入する形となっている。他方で県が導入後に市が導入するとなると一定程度の制約を受けやすいものになっている。そのようなことにならないように市としての考え方を整理した上で、県と協議をしていくことが必要なのではと考えている。

<各検討項目について委員からの意見は以下の通り>

○導入目的

■委員

- ・「滞在型」という言葉の定義を確認させていただきたい。

■事務局

- ・本市としては、「滞在型観光」は宿泊を伴うものという趣旨で考えている。

■委員

- ・「滞在型」という言葉だと単に長時間滞在するという意味でも捉えられる。宿泊を想定しているのであれば「宿泊型」という表現にした方が良い。米沢で30分の滞在予定だった人が5時間いたからといって泊まるとは限らない。泊まる宿は事前に決まっているので、相関関係はない。しかし、宿泊する人は米沢に長時間滞在することは間違いないので、宿泊を増やすことを宿泊税の第一義に設定しないと、税収の増加や宿泊者に対して還元をするということに対してうまく機能しないのではないか。
- ・宿泊税は観光を目的として法定外目的税であると認識しているが、先日の産業建設常任委員会で委員から「観光だけでなく街づくり全体に使えるように」という発言があったが、観光以外のことに使うことがありうるのか、ありうるのであればそのようなことはないようにしていただきたい。

■委員長

- ・2点目について、観光以外のことに使われるということは宿泊税の目的に合うものではな

いため、使途の制限を設けていく必要がある。

- ・1点目について、事務局の素案には「宿泊客の増加」という文言もあるがそれでは不十分ということか。

■委員

- ・文章を読むと長時間滞在したから宿泊客が増加するという印象を受けた。まず宿泊客を増やすということを第一義の目的とすべき。宿泊税の導入目的であれば、宿泊客増加、宿泊額の増加というような考え方を主にすることで、目的がぶれないのではないかと思う
- ・改善案として「「宿泊を起点として」米沢での滞在時間を延ばし、地域の多彩な観光資源をより深く楽しんでもらうことで、観光消費や地域との交流を拡大するために、観光資源の魅力向上、観光客受入体制の充実、国内外の観光需要の獲得に向けた情報発信等に取り組み、「宿泊客の増加」と交流人口・関係人口の拡大を通じて、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。」という形とさせていただいたがいかがか。
- ・宿泊という単語を前に出すことで滞在期間は必然的に上がるということが理解できるようになるのではないか。
- ・現在の素案のような幅広い観光振興を目的とする表現は、宿泊税以外も含めた観光財源全体の目的としては理解できるが、宿泊税の導入目的として位置付けるのであれば、宿泊客の増加や宿泊消費額の増加をより明確に主目的として示すべきではないか。

■委員長

- ・宿泊税の税収の使途は宿泊向けという趣旨か。

■委員

- ・全てとまでは言わないが、一丁目一番地は宿泊向けであると認識している。

■委員長

- ・宿泊向けが最も重要であるというのは同じ認識である。他方で宿泊を増やすためには観光入込客数を増やす必要があり、米沢全体の認知を高めるということは間接的に宿泊の増加につながるのではないか。

■委員

- ・少なくとも宿泊税については、宿泊が主となり誤解を与えないような文章とすべきなのではないか。

■委員長

- ・素案の文の「宿泊客の増加」を冒頭に記載するという考え方もあると思うが、いかがか。

■委員

- ・例えば道の駅がゲートウェイ機能としてこれまで使われてきているが、実際には道の駅に訪れるだけでそのまま外に行く人が多いのが現状。宿泊がゲートウェイになると確実に滞在が長期化するものであるので、宿泊がゲートウェイであるというニュアンスを宿泊税については前面に出したほうが良い。

■委員長

- ・「宿泊を起点」という表現だと、宿泊するということに対して何か取り組むという印象を受けるが、いま議論をしていることは宿泊客を増やす施策をすることではないか。

■委員

- ・観光入込客が増えれば宿泊数が増えるというわけではない。宿泊が増えれば入込客が増

えるのである。宿泊をすることで米沢市の滞在時間が延び各観光施設への訪問者が増えるという意味であり、あくまで起点を宿泊にすべきなのではないかという意見となる。

■委員

- ・宿泊税を単なる新たな財源とするという話ではなく、宿泊者を増やして、宿泊者や宿泊業者に還元が見え、その結果として米沢市全体の観光消費の拡大につなげるということかと思う。
- ・宿泊税を導入したときに、宿泊者数をどれだけ増やすかによって観光財源の幅が変わってくる。だからこそ宿泊客をまずは多く取り組むという点に重点を置くということが重要なのではないか。

■委員

- ・委員長が提案した「宿泊客増加」を文章の冒頭に持ってくる形でよいのではないか。

■委員

- ・宿泊客の増加や交流人口、関係人口増加のために色々な施策をするという記載であれば問題ないのではないか。

■委員

- ・改善案の記載であれば反対する事業者に対しても説明できると思い提案させていただいた。観光以外に使おうという話が出てくると反対する方々も出てくるので、そのようなことも踏まえて、しっかりと宿泊事業者に明確に目的が見える形での文章にしていきたい。

○宿泊税の使途

■委員長

- ・p3 で記載のある宿泊税活用想定事業について、まず項目5の特別徴収交付金は設けることに異論はないと思う。項目4の基金については充当割合の是非は別として基金として積み立てていくという方向性は必要ではないか。
- ・項目1～3については具体的に示すべきものかどうか微妙なところかと思うが、いかがか。

■委員

- ・記載の施策は市が今まで実施してきた観光振興計画をそのまま記載しただけではないか。そこにそのまま宿泊税を充てるということでは意味合いが変わってくる。
- ・これまでと同じ施策に充当するだけであれば、宿泊事業者側からは「既存財源が不足しているため、その不足分を宿泊税で補う」という制度に見えてしまう。新たな財源を徴収するのであれば、新たな取組や明確な効果が見えることが必要ではないか。

■事務局

- ・p2 記載の表は令和8年4月に策定した第5期米沢市観光振興計画の内容であり、記載のある施策を今年度から5年間かけて取り組んでいくことになる。P3の記載については、計画に記載のある施策のうち宿泊税の趣旨にあったものを抜粋したもので、そのようなことに充てていきたいと考えているということである。

■委員

- ・宿泊税がこれまでどおり一般財源に組み込まれるということか。

■事務局

- ・新規の観光財源ができたところで、これまで取り組んできたことのないようなことに充てるという考え方もあるが、宿泊客を増加させることについてはこれまでも取り組んできたことがベースになると考えている。その上でより宿泊客増加に特化する施策に対して新規の観光財源を充てていきたいという趣旨になる。
- ・使途を具体的にという意見を頂いた中で、数ある施策のうち宿泊客増加に向けた項目ということで限定をさせていただき、その項目の趣旨の中で新規事業、既存事業の拡充をしていくということで今回作成させていただいたものになる。
- ・決して新規の観光財源をこれまで通りの施策に溶け込ませるという趣旨ではないことはご理解いただきたい。

■委員

- ・そのようなことであれば、ここまで具体的に書く必要はないのではないかと。具体的に書いていただいたとのことだが、結局観光振興計画の記載と同じであり、今までと同じようなことをやるというように見えてしまう。

■委員長

- ・市としては観光振興計画から外れたものは記載できないのではないと思う。観光振興計画に記載のある施策が全て行政の施策としてできているかというところではない。計画の中で市が実施できていない施策で、今後宿泊増加のために有効なことを新たに取り組んでいきたいというときにそれが観光振興計画の中での位置づけのどこにあたるかということを整理したということではないか。

■委員

- ・使途は当初から示していただきたいと言ってきた中で、出てきたものが観光振興計画の延長線上であるのなら、最初から示していただければよかったのではないかと。
- ・市長は会見で投資と発言されていたが、投資というのは何かを作ることなのかと思っていて、出てきたものがこれまでの施策の延長線上であり、市の内部の考えとしては違うのかもしれないが、これが新しく宿泊税用に考えたものとは受け止められない。宿泊税を新たに徴収するのであれば、従来施策の延長だけではなく、宿泊事業者や宿泊者にその効果・還元が明確に見える新たな施策が必要ではないか。

■委員長

- ・例えば、滞在型観光推進に向けた宿泊者限定プログラムなどの記載があるが、宿泊増加に向けた新規の事業を考えたときに、その施策が観光振興計画のどの項目に紐づくものかという話で整理をされたものであると理解をしていた。具体的にそのプログラムがどのようなものでありそれに対し予算をどれだけつけるのかという点は、これから議論されるものではないか。
- ・仮に観光振興計画に含まれない施策に新規の観光財源を充当すべきだという議論であれば、それをこの観光財源を検討する場で決めるものかということ、そうではないと考えている。観光振興計画は多くの観光関係事業者からなる委員会において議論され、5ヵ年計画として策定されたものと認識している。それを踏まえると、観光振興計画を無視して全く別の施策に新しい財源を充てるということがそもそも認められるのかという点、また、そ

れが最も効率的な観光振興の在り方なのかということは疑問に感じる。街全体で観光振興を進めていくのであれば、全体の観光振興計画に則って各種施策に取り組むということではないのか。例えば観光振興計画に記載されている項目の中で、予算上の制約からこれまでなかなか実施できなかったことについて、新たな財源を活用することで、別の取組を実施できるようになったり、これまで以上に優先して取り組めるようになったりすることが新たな観光財源によって可能になるという理解をしていた。それでは納得できないということか。

■委員

- ・外れるということではなく、同じことにまた予算をつけるというように見えるということである。

■委員

- ・基本方針が4つあり、主な取組として戦略に基づいたプロジェクトがあり、例えば主な取組の「地域資源を活用した高付加価値の滞在型観光プログラムの造成」の中でさらに10個施策がでてくるというような意味合いではないか。別に基本方針や戦略プロジェクト、主な取組を変えて欲しいという意見ではないのではないか。

■委員

- ・前回の会議で使途はどのようなことが考えられるかということを聞かれたので、我々としても自由にやれるものであると理解をしていた。
- ・市長の発言であった投資という言葉はここに記載のある施策の何に当たるのか。

■委員長

- ・市長の言う投資は私の理解では民間側の投資が行われ、それに連動する形で公共側での投資もあればより高い効果が見込まれる可能性があり、そのために財源があればいいのではないかという趣旨だったと思う。

■委員

- ・この表で言うとそれはどれに当たるのかこの表にはないということか。

■委員長

- ・想像なので真意は不明だが、投資というのは広い概念でおっしゃったのではないか。例えばある観光施設を拡充することが訪問客の増加に寄与するものであり、民間側で取り組みたいということであれば、市として連動して何か手立てができればより良い効果が見込まれるのではないかという意味合いであると理解をした。

■委員

- ・投資という単語だけでは、何か箱物を作るというニュアンスに聞こえてしまうのではないか。観光振興計画を進めるにあたって予算が足りないというような説明をしていただければよかったのではないか。

■委員長

- ・市全体の観光行政は観光振興計画に則って行われていることが前提であり、これまでやってきたことは引き続き行い、これから新しいこともやっていくということが現状なのではないか。

■委員

- ・宿泊税をこの項目にまんべんなく使うというわけではなく、今年はこの項目を重点的に

取り組むということで進めればよいのではないか。

■委員長

- ・ご指摘の通り、実施計画はまた別であると考えている。記載の表は宿泊税の税収を充てると考えたときに充当可能な範囲を示しており、これ以外に観光振興計画で記載のあるような施策は紛れ込んでいないということを示しているもので、この範囲で位置づけられた方針で進めていくという趣旨だと理解している。

■委員

- ・それを実行する上での第三者委員会か何かあれば理解ができる。

■委員長

- ・その点は仮に宿泊税が導入されとなった時に、入ってきた財源に対してどのような予算計画を作成していくかということはその段階で具体的に開かれた場で議論がされるべきものかと考えている。

○課税客体、課税標準、納税義務者

意見なし

○徴収方法、特別徴収義務者、申告期限

■委員長

- ・徴収方法について、直接徴収の検討もありうるかと思うが、現状では宿泊事業者に代理で徴収いただく特別徴収が素案ということになっている。
- ・入湯税との関係で、仮に宿泊税が導入されたときに手間が倍増するというのはよくないので、入湯税と宿泊税の徴収となった時に、手間を削減する手法は検討していくべき。

○税率、税額、免税点

■委員長

- ・定額制、段階的定額制、定率制それぞれの手法の特徴やメリットがあるが、どの制度が本市に適するかという意見を改めていただきたい。

■委員

- ・八湯会のアンケートの中では定額制という意見が多かったが、定率制は物価変動などにも対応できるというようなことも理解した。ただ、この点については各宿泊施設により会計業務をどのように行っているか異なるため、一事業者の立場では答えられない。各事業者に事務局から聞いていただくか、事務局側で決めていただく形が良いのではないか。

■委員長

- ・宿泊事業者以外の意見で決めるのも違うかもしれないが、財源という観点だけで見ると定率制の方が良いのではないか。事務負担などをいかに行政側でカバーするかが重要である。
- ・山形市が定率制を採用しているので、県としても定率制で制度を考えると予想されるので、定率制で設定する方が良いという考え方もある。
- ・この場で定率制ということを決めるというわけではないので、定率制が軸になると思うが、県の意向や現場の声を聴いたうえで調整をし、落としどころを付けていくということ

かと思うが、いかがか。

■委員

- ・いまだに入湯税を現金で徴収している施設もあるので、そのような施設には重点的にヒアリングをするなどの対応をいただきたい。

○免税点

■委員長

- ・これまでいただいた意見では、いずれも特に設ける必要はないのではないかという意見だったと思うが、いかがか。

■委員

- ・税収額のシミュレーションは免税点なしの試算かと思うが、免税点を設けるとこれ以下の税収になるということになる。そのようなことを考えると免税点はない方が良いと思う。
- ・ただ、免税点が設定されないことは客単価の低い設定の宿泊施設にとっては厳しいことであるということは認識していただき、だからこそ宿泊者が増える施策を打ち出していかなければならないのかと思う。

○課税免除

意見なし

○制度の見直し時期

意見なし

○特別徴収事務交付金

意見なし

※このほか、委員から事前に提出された意見については、資料「(参考資料4) 検討委員事前送付資料」のとおり。なお、当該資料には、会議中に発言のなかった事項も含まれている。

【(4) その他】

- ・次回会議日程について確認。

■委員

- ・8月31日に予定されている宿泊事業者向け説明会では、どのような内容を説明する予定か。

■事務局

- ・これまでの検討委員会での議論や観光振興計画、宿泊税制度の概要等について説明する予定である。使途については今回示した素案等を説明するが、税率、免税点等の未決定事項については、全国の導入自治体の事例等を紹介する形で説明する予定である。

【(5) 閉会】

--

この会議録（会議要旨）が正確であることを承認します。

会議録（会議要旨）署名人

委員 佐藤文俊

委員 遠藤直人

委員 黄木修太郎